

【通所介護・通所リハビリテーション・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護】

人材要件に係る算出表(サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は(Ⅲ))

(参考様式24)

適否

申請する加算に「○」を記入。(Ⅰ)(Ⅲ)の場合は①又は②を記入

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : ①介護職員総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を70%以上
②介護職員総数のうち、常勤換算方法で勤続10年以上の介護福祉士を25%以上、のいずれかを配置。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) : 介護職員総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を50%以上を配置。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) : ①介護職員総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を40%以上
②利用者にサービスを直接提供する職員総数のうち、常勤換算方法で勤続7年以上の者を30%以上、のいずれかを配置。

【算出の取扱い】

①職員の算出に当たっては、上記換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。ただし、短時間型通所サービスに勤務する時間は含めずに割合を算出すること。

②前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

③介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護業務に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

④介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

⑤勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。【加算(Ⅰ)(Ⅲ)関連】

⑥サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員とする。【加算(Ⅲ)関連】

A. 前年度事業実績が6ヶ月以上ある事業所用の算出

前年度平均の算出(4月～2月分=3月分を除く。小数点第1位まで。)

〈前年度の月平均〉常勤換算方法で算出

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計a	月平均 a÷11	配置 割合%
(Ⅰ)	①	介護職員総数											0	0	/
		介護福祉士のみ											0	0	
	②	介護職員総数											0	0	/
		勤続10年以上の介護福祉士のみ											0	0	
(Ⅱ)	介護職員総数											0	0	/	
	介護福祉士のみ											0	0		
(Ⅲ)	①	介護職員総数										0	0	/	
		介護福祉士のみ										0	0		
	②	サービス直接提供職員総数										0	0	/	
		勤続7年以上の直接提供職員										0	0		

*「配置割合」の計算方法 (Ⅰ)①(Ⅱ)(Ⅲ)①介護福祉士のみ月平均÷介護職員総数の月平均×100、(Ⅰ)②勤続10年以上の介護福祉士のみ月平均÷介護職員総数の総数の月平均×100、(Ⅲ)②勤続7年以上の直接提供職員の月平均÷直接提供職員の総数の月平均×100

B. 前年度事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用の算出

〈前3月の月平均〉

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護職員総数(Ⅲ)②の場合は、サービス直接提供職員総数)の合計

3月前: 人 + 2月前: 人 + 1月前: 人 ÷ 3 = 人(b)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士(加算(Ⅰ)②の場合は、介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士総数、(Ⅲ)②の場合は、サービス直接提供職員のうち勤続7年以上の者の総数)の員数の合計

3月前: 人 + 2月前: 人 + 1月前: 人 ÷ 3 = 人(c)

cがbに占める割合 (c÷b×100)= %

A・B
(該当に○)